

# 別紙1 リスク分担表

## ■リスク分担（全業務共通）

リスク項目			リスクの内容	市	民間	
共通	募集要項リスク	1	募集要項等本事業に関し公表した資料の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	●		
	応募リスク	2	応募費用に関するもの		●	
	契約締結リスク	3	事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる場合	●※1	●※1	
		4	前項以外の市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	●		
		5	事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		●	
	資金調達リスク	6	事業者の事業の実施に必要な資金の確保に関するもの		●	
	予算確保リスク	7	債務負担行為に関する議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	●※1	●※1	
	制度関連リスク	政治・行政リスク	8	本事業に直接影響を及ぼす市の政策の変更	●	
		法制度・税制度・許認可リスク	9	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(本事業にのみ影響を及ぼすもの)	●	
			10	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(上記以外のもの)		●
		許認可遅延リスク	11	許認可の遅延に関するもの(市が取得するもの)	●	
			12	上記以外、事業者の申請等の手続きの不備等による許認可の遅延に関するもの		●
	社会リスク	住民対応リスク	13	施設等の設置等、本事業の推進そのものに関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	●	
			14	上記以外のもの(調査、工事、維持管理運営)に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	●※2	●
		第三者賠償リスク	15	事業者の責めに関するもの		●
			16	市の責めによるもの	●	
		環境問題リスク	17	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏えい等、環境保全に関するもの		●
			18	募集要項等で示しているもの以外の土壌汚染、アスベスト、PCB等の有害物質に対する確認・対策に関するもの	●	
	デフォルトリスク (事業の中止・延期)	民間に起因するもの	19	事業者の事業放棄、破綻によるもの		●
			20	事業者の提供する品質が要求水準書の示す一定のレベルを下回った場合		●
		市に起因するもの	21	市の債務不履行等により当該事業の遂行が不要となった場合	●	

リスク項目			リスクの内容	市	民間
共通	不可抗力リスク	22	風水害、暴動、地震等第三者の行為その他自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超える場合	●※3 ※4	●※3 ※4
	埋蔵文化財リスク	23	埋蔵文化財が発見され、事業遅延となった場合	●※5	●※5
		24	埋蔵文化財が発見され、事業中止となった場合	●※5	●※5
	物価変動リスク	25	物価変動によるコストの変動	●※6	●※6
	金利リスク	26	金利の変動(設計・建設期間中)	●	
		27	金利の変動(開業後、維持管理・運営期間中)		●
交付金確定リスク	28	交付金の交付に関するもの	●		

■ リスク分担（設計、建設段階）

リスク項目			リスクの内容	市	民間	
設計・建設段階	計画・設計リスク	発注者責任リスク	1	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●
		測量・調査・設計リスク	2	市が実施した測量・調査・設計に関するもの	●※7	
			3	事業者が実施した測量・調査・設計に関するもの		●※7
		計画・設計リスク	4	市の指示・判断の不備・変更によるもの	●	
			5	上記以外の事業者の要因による不備・変更によるもの		●
	建設リスク	用地リスク	6	計画地の土壌汚染に関するもの	●	
			7	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●
			8	地中障害物等に関するもの(予測できないもの)	●	
			9	埋蔵文化財発見により事業に影響を与えた場合(軽微)		●
			10	埋蔵文化財発見により事業に影響を与えた場合(重要な遺跡の発見)	●	
		工事遅延・未完成リスク	11	工事が契約工期より遅延するまたは完成しない場合		●
			12	市の要求による設計変更により遅延または完成しない場合	●	
		工事費増大リスク	13	市の指示による工事費の増大	●	
			14	上記以外の要因による工事費の増大		●
		既存の設備・既存樹木等の損傷リスク	15	工事により耐震性貯水槽に生じた損害	●※8	●※8
	16		工事により既存の保護樹木や石碑等に生じた損害	●※9	●※9	
	性能リスク	17	要求水準の不適合(施工不良を含む)		●	
	施工監理リスク	18	施工監理に関するもの		●	

リスク項目			リスクの内容	市	民間
設計・建設段階	建設リスク	一般的損害リスク	19 使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害		●
		システム・設備機器・備品等納品遅延リスク	20 システム、設備、備品等の納品遅延に起因するもの		●
		交付金未確定リスク	21 交付金の交付に関するもの	●	

■ リスク分担（維持管理、運営段階）

リスク項目			リスクの内容	市	民間
維持管理段階	計画変更リスク	1	市の指示による事業内容・用途の変更に関するもの	●	
		2	前項以外の要因による事業内容・用途の変更に関するもの		●
	性能リスク	3	要求水準の不適合によるもの		●
	施設契約不適合リスク	4	事業者の施工不良が原因となる施設の契約不適合（契約不適合担保期間中）		●
		5	事業者の施工不良が原因となる施設の契約不適合（契約不適合担保期間外）	●	
		6	本事業で事業者が整備、改修を行わない施設、部位に起因する契約不適合	●	
	施設損傷リスク	7	施設の劣化に対して適切な措置がとられなかったことによるもの		●
		8	事業者の責によらない事故・火災等によるダメージ	●	
		9	利用者等第三者による施設の損傷（通常予見可能な範囲、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲を超えるもの）	●	
	修繕費増大リスク	10	修繕費が予想を上回った場合		● ※10
	セキュリティリスク	11	事業者の警備不備によるもの		●
		12	前項以外のもの	●	
運営段階	計画変更リスク	13	市による事業内容・用途の変更に関するもの	●	
		14	前項以外の要因による事業内容・用途の変更に関するもの		●
	性能リスク	15	要求水準の不適合によるもの		●
	運営コストリスク	16	市の指示による事業内容の変更等に起因する業務量、及び運営費の増大	●	
		17	市の指定する団体の参画等に起因する業務量、及び運営費の増大	●	
		18	前2項以外の要因による業務量、及び運営費の増大（物価・金利変動によるものは除く）		●
	需要リスク	19	市民センターの利用料金収入	● ※11	● ※11
20		事業者が（全部または部分的に）自主事業として実施する事業の需要に関するもの		●	

リスク項目		リスクの内容		市	民間
運営段階	入居者に関するリスク	21	空室が発生した場合のリスク	●	
		22	入居者管理に関するリスク		●
	管理物件の修繕リスク	23	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク		●
		24	選定事業者の責めに帰すべき事由による場合		●
		25	上記以外の場合	●	
	備品等の損傷・損壊・盗難リスク	26	選定事業者の責めに帰すべき事由による場合		●
		27	上記以外の場合	●	
		28	事業者が事業に合わせて整備する備品の修繕・更新		●
		29	市が提供する既存の備品の修繕・更新	● ※12	● ※12
	情報管理リスク	30	市の責めに帰すべき事由により個人情報が増えいたした場合	●	
		31	上記以外の場合		●
システム陳腐化リスク	32	事業開始後、導入したシステムが技術的に陳腐化し、技術代替、一部施設・設備の変更に ilişkin 想定以上のコストを要する場合		● ※13	
移管	施設の契約不適合リスク	33	事業期間の終了に伴う施設の引き渡し前検査時点で施設の契約不適合が発見された場合		●
	移管手続きリスク	34	事業期間の終了に伴う、業務の移管に係る諸費用の発生、事業会社の清算に伴う評価損益の発生など		●

※1 議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合は、それまでにかかった本及び事業者の費用は、それぞれの負担とする。

※2 事業契約締結後、住民等の要望を踏まえる計画に変更することによる事業費増の負担は、市とする。

※3 設計・建設期間中に不可抗力が生じ、本施設の整備において事業者が増加費用または損害が発生した場合、

(i) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲内の場合は、事業者が全て負担する。

(ii) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲を超える場合は、当該増加費用及び損害の額が、同期間中の累計で、設計・建設業務に係る対価の100分の1に至るまでは、事業者が全て負担する。

(iii) (ii)を超える額については、市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が設計・建設業務に係る対価の額の100分の1を超えるときは、当該超過額を、市の負担すべき増加費用及び損害の額から控除する。

※4 維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、本施設の維持管理または運営において事業者が増加費用または損害が発生した場合

- (i) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲内の場合は、事業者が負担する。
  - (ii) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲を超える場合は、等が増加費用及び損害の額が、当該不可抗力の発生した事業年度中の累計で、維持管理・運營業務に係る対価の1年分に相当する額の100分の1に至るまでは、事業者が全てこれを負担する。
  - (iii) (ii)を超える額については、市がこれを負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が維持管理・運營業務に係る対価の1年分に相当する額の100分の1を超えるときは、当該超過額を、市の負担すべき増加費用及び損害の額から控除する。
- ※5 埋蔵文化財の調査により、事業が遅延・中止した場合は、それまでにかかった市及び事業者の費用は、それぞれの負担とする。
- ※6 物価変動に一定程度の下降または上昇があった場合は、一定調整する。具体的な調整方法については、支払方法説明書において提示する。  
⇒支払方法説明書で指標を示し、当該指標に一定程度変動があった場合は、当該指標の変動に合わせて価格の調整を行う。
- ※7 事業者は、正確な情報を得るため、提案書の提出までに市の承諾を得たうえで測量・調査を実施することができる。
- ※8 経年劣化や市の指示により生じた費用は、市が負担する。
- ※9 保護樹木や遺物については慎重な取り扱いを求める。事業者が施工計画書を提出し、市が認めた施工計画のとおり施工し枯損した場合は市のリスクとする。保護樹木が枯死した場合のみどりの条例に関する届出等は市が行う。
- ※10 長期修繕計画に基づく大規模修繕を除く。
- ※11 市は、市民センターについて、通常の施設利用で入る利用料金の収入（過去の実績に基づき利用料金収入から市が設定）を差し引いた分をサービス購入料として支払うため、市が設定した利用料金収入を下回った部分について、事業者が負担する。
- ※12 備品の管理や運用上の契約不適合から生じる費用は、選定事業者側が負担する。選定事業者の契約不適合によらない、経年劣化等による費用の発生や機能の低下は市側の負担とする。なお、市は事業期間における備品の更新は想定していないため、予防保全に努めること。
- ※13 想定外の技術革新があった場合でも、当初採用した技術の効率性、競争性が保たれ、社会的に有用であれば、施設・設備の変更は必ずしも必要ではない。